

令和 4 年 5 月 26 日

各事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、貴法人が運営している介護事業所において、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金を受けているため、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要です。（控除税額が 0 円でも提出が必要です。）

つきましては、以下のとおり、必要書類を介護保険課までご提出ください。

1 提出するもの（補助対象となった事業所ごとに作成してください。）

(1) 令和 2 年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第 3 号)

(2) 添付書類

①同報告書の 4 補助金返還額が 0 円の場合は、別紙

②同報告書の 4 補助金返還額がある場合は、積算内訳書等(確定申告書、計算書等)

※1 上記「様式第 3 号」及び「別紙」はNAGOYAかいごネット事業者向けページの新着情報（令和 4 年 5 月 26 日）に掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

※2 内容については担当税理士等にご確認ください。

2 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 **令和 4 年 6 月 10 日 (金)**

(2) 提出方法 メールもしくは郵送

※サービス種類によって提出先が異なりますので、ご注意ください。

提出先係	サービス種類
介護保険課 指導係	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
介護保険課 居宅指定係	通所リハビリテーション 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

介護保険課 施設指定係	短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅
-------------	--

●メールアドレス・電話番号

指導係	a2592-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp	052-972-3087
居宅指定係	a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp	052-972-3487
施設指定係	a2539@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp	052-972-2539

●住所（郵送先）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局介護保険課〇〇〇係

【参考】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

（交付の条件）

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。